

平成二十二年十月一日提出  
質問第九号

郵便割引制度不正事件に係る大阪地方検察庁特別捜査部による取調べ等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

郵便割引制度不正事件に係る大阪地方検察庁特別捜査部による取調べ等に関する質問主意書

障害者団体等を対象とした低料金の第三種郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凜の会」に同制度を悪用させたとして、厚生労働省の上村勉元担当係長が昨年逮捕された。右の事件（以下、「文書偽造事件」という。）に絡み、文書偽造を上村元係長に指示したとして、昨年六月に逮捕された村木厚子元同省雇用均等・児童家庭局長の公判が本年九月十日に行われ、無罪判決が下された。右に関し、村木元局長の取調べを担当していた大阪地方検察庁特別捜査部の前田恒彦主任検事が、証拠として押収したフロッピーディスクを改竄したとして、同月二十一日、最高検察庁に逮捕された。右を踏まえ、質問する。

- 一 行政の定義如何。
- 二 行政官の定義如何。
- 三 検察官は行政官に該当するか。
- 四 誠実の定義如何。
- 五 行政官は誠実に職務を遂行する責務を負うか。
- 六 「文書偽造事件」に関連した前田容疑者による改竄はじめ一連の行為は、誠実なものであったか。

七 今回の前田容疑者による改竄につき、検察庁を所管する省庁の長である柳田稔法務大臣としてどの様な認識を有しているか。

八 今回の前田容疑者による改竄行為につき、最終的な責任の所在はどこにあるか。柳田大臣の見解如何。

九 前田容疑者は過去にも他に様々な事件を担当していると承知する。その中でも、今回の証拠改竄の様に無理矢理な手法を用い、被疑者とされた人物に自白を強要し、自分に都合の良い調書を作ろうとした事例があるのではないかと思料する。前田容疑者が手がけた事件について、検察庁として一度捜査をやり直すか、せめて検証し直す必要があると考えるが、柳田大臣の見解如何。

十 今回の改竄事件は、一検察官の行為として片づけられるべき事案ではなく、自らシナリオやストーリーをつくり、無理矢理な手法を用いてまでも被疑者等に自白を強要させ、自分達に都合の良い、自分達が思い描いた形での事件の解決を目指すといった、検察庁全体に見られる傾向、体質こそが、問題の根幹をなしていると考ええる。今回、前田容疑者一人をあたかもトカゲのしっぽ切りのごとく断罪するのではなく、過去に検察庁が捜査した事件を全て検証し、検察庁による捜査手法全体の見直しをすることが求められると考えるが、柳田大臣の見解如何。

右質問する。